

河合町総合計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 河合町総合計画の策定に必要な事項を検討するため、河合町総合計画策定庁内検討委員会（以下、「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について調査し検討する。

- (1) 河合町総合計画素案の策定に向けた検討、調査及び研究に関すること
- (2) 河合町総合計画策定審議会の審議補助に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 庁内検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 副町長
- (2) 副委員長 教育長
- (3) 委員 別表に掲げる者

2 委員長は庁内検討委員会を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 庁内検討委員会の会議は、委員長の招集により随時開催し、必要に応じて委員長の指示により、関係者を会議に参加させることができる。

4 委員長は、第2条に規定する掌握事務について、会議の円滑な運営のため必要と認めるときは、職員により構成する担当者会議を設置することができる。

5 委員の任期は、庁内検討委員会の設置の日から総合計画策定終了までとする。

(庶務)

第4条 庁内検討委員会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は委

員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までになされた手続その他の行為については、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条第1項関係）

副町長
教育長
総務部長
福祉部長
生活環境部長
まちづくり推進部長
教育委員会教育振興部長
総務部次長